

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる翌日は、そ
の翌日)

平成六年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）
国土調査の指定（ 〃 ）
収入証紙の小売りさばき人の指定（会計課）
収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（ 〃 ）
- ◇ 公 告 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

告 示

鳥取県告示第五百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

（略）

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつだ小児科医院	倉吉市新町三丁目一七七八―三	平成六年七月一日
大森生協診療所	鳥取市西品治八〇六	平成六年八月一日
医療法人社団中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇―一二	〃
林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	〃
中山医院	八頭郡家町大字門尾三〇四―一	〃
うえた歯科	鳥取市江津三七五―四	〃
医療法人社団植木歯科医院	米子市諏訪五一―五	〃
倉吉病院歯科	倉吉市上井二五―一	〃
足立歯科医院	境港市上道町一九八九	〃
井上歯科医院	八頭郡家町大字郡家六四七	〃
河瀬歯科医院	鳥取市西町一丁目一〇三―一	平成六年八月七日
五臓円薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四―一三	平成六年八月一日
有限会社たむら薬局	鳥取市西町三丁目三二―一	〃
吉成薬局	鳥取市吉成七七九―四一	〃
西倉薬局	倉吉市西倉吉町二二―五	〃

鳥取県告示第五百九十号

日南町が行う土地改良事業に係る丸山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地の計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年八月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次の調査を平成六年八月一日に国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成六年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市富益町の一部	平成六年八月一日から平成八年三月三十一日まで	〇・二二

鳥取県告示第五百九十二号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成六年八月一日	五三六	米子市東福原一丁目五一一六	鳥取西部農業協同組合本所	米子市東福原一丁目五一一六
〃	五三七	米子市福万三七四一	鳥取西部農業協同組合伯仙支所	米子市福万三七四一
〃	五三八	米子市尾高二七七二	鳥取西部農業協同組合大高支所	米子市尾高二七七二
〃	五三九	西伯郡日吉津村大字日吉津八六三一	鳥取西部農業協同組合日吉津村支所	西伯郡日吉津村大字日吉津八六三一
〃	五四〇	境港市渡町二二二五	鳥取西部農業協同組合境港市支所	境港市渡町二二二五

五五一	五五〇	五四九	五四八	五四七	五四六	五四五	五四四	五四三	五四二	五四一
日野郡溝口町溝口 六八七	日野郡江府町大字江 尾一九四五	日野郡日野町根雨 三八〇	日野郡日南町生山 六九二	西伯郡中山町下甲 二九〇	西伯郡名和町大字御 来屋二六二四	西伯郡大山町国信 五四九一	西伯郡岸本町吉長 一〇四一	西伯郡淀江町大字淀 江五〇七	西伯郡会見町天万一 九〇四	西伯郡西伯町大字法 勝寺三三一
鳥取西部農業協同 組合溝口町支所	鳥取西部農業協同 組合江府町支所	鳥取西部農業協同 組合日野町支所	鳥取西部農業協同 組合日南町支所	鳥取西部農業協同 組合中山町支所	鳥取西部農業協同 組合名和町支所	鳥取西部農業協同 組合大山町支所	鳥取西部農業協同 組合岸本町支所	鳥取西部農業協同 組合淀江町支所	鳥取西部農業協同 組合会見町支所	鳥取西部農業協同 組合西伯町支所
日野郡溝口町溝口 六八七	日野郡江府町大字江 尾一九四五	日野郡日野町根雨 三八〇	日野郡日南町生山 六九二	西伯郡中山町下甲 二九〇	西伯郡名和町大字御 来屋二六二四	西伯郡大山町国信五 四九一	西伯郡岸本町吉長一 〇四一	西伯郡淀江町大字淀 江五〇七	西伯郡会見町天万一 九〇四	西伯郡西伯町大字法 勝寺三三一

鳥取県告示第五百九十三号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成六年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成六年七月三十一日	米子市東福原一丁目五―一六	米子市農業協同組合
〃	米子市福万三七四―一	伯仙農業協同組合
〃	米子市尾高二七七―二	大高農業協同組合
〃	境港市渡町二二二五	境港市農業協同組合
〃	西伯郡西伯町大字法勝寺三三一―一	西伯町農業協同組合
〃	西伯郡会見町天万一九〇四	会見町農業協同組合
〃	西伯郡大山町国信五四九―一	鳥取大山農業協同組合
〃	西伯郡名和町大字御来屋二六二四	名和町農業協同組合
〃	日野郡日南町生山六九二	日南町農業協同組合
〃	日野郡日野町根雨三八〇	鳥取日野農業協同組合
〃	日野郡江府町大字江尾一九四五	江府町農業協同組合

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年八月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敬

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	黄門さん	株式会社ニューギン
〃	エキサイトレディー	〃
〃	マジックキキメル	〃
〃	ごくらくBAND・DX	株式会社平和
〃	クロックランド2	〃
〃	CRピッキングロッター2	株式会社大一商会
〃	あしかのジョー	〃
〃	スタークロス2	〃

回胴式遊技機	シナイボーイBL	株式会社パインオーナ
〃	クリエーター7	株式会社北電子

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成6年8月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敬

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初 講 習 心 者	平成6年9月22日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市龍町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第 12	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
	平成6年9月2日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市東福原一丁目6-21 米子遊技業防犯組合会館 会議室	米子、境港、溝口及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
	平成6年9月13日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者
経 験 者 講 習	平成6年9月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階第 二執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭 の各警察署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑